

市報第22号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年2月7日

横浜市長 山中竹春

財政局

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要（下線部が今回の変更内容）			変 更 理 由	
	契 約 名	相 手 方	議 決 ・ 専 決 年 月 日 変 更 前 変 更 後		
4.10.14	新本牧ふ頭建設工事（その28・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約	東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体	<u>4.9.16議決</u> 契約金額 <u>3,234,000,000円</u> 完成期限 令和5年3月31日	契約金額 <u>3,242,797,800円</u> 完成期限 令和5年3月31日	基礎工のための作業船の回航費が発生する等のため
同	新本牧ふ頭建設工事（その29・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約	同	<u>4.9.16議決</u> 契約金額 <u>2,787,062,197円</u> 完成期限 令和5年3月31日	契約金額 <u>2,893,585,200円</u> 完成期限 令和5年3月31日	地盤改良の結果、地盤が想定以上に盛り上がったことに伴い土捨工の量を増やす等のため

<p>4.10.17</p>	<p>新本牧ふ頭建設工事（その36・中仕切堤築造工）請負契約</p>	<p>東亜・みらい・りんかい日産建設共同企業体</p>	<p><u>4.9.16議決</u> 契約金額 <u>2,690,015,557円</u> 完成期限 令和5年12月28日</p>	<p>契約金額 <u>2,690,582,400円</u> 完成期限 令和5年12月28日</p>	<p>関連工事により地盤が想定以上に盛り上がったことに伴い、地盤改良工の施工量を増やす等のため</p>
<p>4.11.9</p>	<p>汐見台小学校建替工事（建築工事）請負契約</p>	<p>戸田・京急・土志田建設共同企業体</p>	<p><u>4.1.31専決</u> 契約金額 <u>2,583,900,000円</u> 完成期限 令和5年6月30日 <u>3.12.2専決</u> 契約金額 2,533,300,000円 完成期限 令和5年6月30日 <u>3.9.29議決</u> 契約金額 2,517,900,000円 完成期限 令和5年6月30日</p>	<p>契約金額 <u>2,722,739,800円</u> 完成期限 令和5年6月30日</p>	<p>工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となる等のため</p>
<p>4.11.11</p>	<p>都岡小学校校舎建替工事（建築工事）請負契約</p>	<p>小俣・サクラ建設共同企業体</p>	<p><u>3.12.8専決</u> 契約金額 <u>1,405,800,000円</u> 完成期限 令和5年2月28日 <u>3.9.29議決</u> 契約金額 1,397,000,000円 完成期限 令和5年2月28日</p>	<p>契約金額 <u>1,476,295,700円</u> 完成期限 令和5年2月28日</p>	<p>同</p>

4.11.29	菅田の丘 小学校建 替工事（ 建築工事 ）請負契 約	渡辺・昭 和建設共 同企業体	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">4.9.16議決</div> 契約金額 <u>2,141,700,000円</u> 完成期限 令和6年3月29日	契約金額 <u>2,167,000,000円</u> 完成期限 令和6年3月29日	公共工事設計労 務単価等の改定 に伴う特例措置 により新単価を 適用するため
同	勝田小学 校及び勝 田小学校 コミュニ ティハウ ス（仮称 ）建替工 事（建築 工事）請 負契約	同	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">4.9.16議決</div> 契約金額 <u>2,165,240,000円</u> 完成期限 令和6年5月31日	契約金額 <u>2,191,200,000円</u> 完成期限 令和6年5月31日	同

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。